

ダメ!

あおり運転

運転は「思いやりとゆずりあい」



交通指導取締り
強化中!

いわゆる「あおり運転」とは？

道路交通法上の定義ではありませんが、一般的に前方を走行する車に対して進路を譲るよう強要する等の妨害を目的とする運転の行為と言われています。

こういった「あおり運転」は、重大な交通事故につながる大変危険な行為で、道路交通法等により処罰の対象となることがあります。

妨害を目的とする運転の態様(例)

- | | |
|---|--------------------|
| ○ 前方の自動車に激しく接近し、もっと速く走るよう挑発する | ○ 左側からの追い越し |
| ○ 危険防止を理由としない、不必要な急ブレーキをかける | ○ 執拗にクラクションを鳴らす |
| ○ 後方から進行してくる車両等が急ブレーキや急ハンドルで避けなければならなくなるような進路変更 | ○ 車体を極めて接近させる幅寄せ行為 |

※ 故意に自車を他人の車に著しく接近させるなど運転態様、当事者認識、周囲の道路状況等に照らし、その行為が相手の運転に対する有形力の行使と認められる場合には、暴行罪が成立する場合があります。

※ 点数制度による行政処分のほか、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせると認められるときは、危険性帯有者に係る行政処分が行われる場合があります。

もし「あおり運転」行為を受けた場合は・・・

- ★ 近くの警察施設やサービスエリア等の安全な場所に避難するとともに、ドアロックをし、窓を閉めた状態で110番通報してください!
- ★ 同乗者がいる場合は、ナンバー等の記録や110番通報をしてもらってください!
- ★ ドライブレコーダーやカメラ等を有効に活用してください!